

(案)

ふくいDXオープンラボ運営業務委託契約書

公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、ふくいDXオープンラボ運営業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり契約
を締結する。

（委託契約）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別紙「ふくいDXオープンラボ運営業務仕様書」（以下「仕様書」と
いう。）のとおりとする。

2 乙は、委託業務を仕様書に基づいて誠実に、これを履行しなければならない。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、総額 金 円（うち、取引に係る消費税および地方消費税の額 円）、
月額 金 円（うち、取引に係る消費税および地方消費税の額 円）とする。

（業務実施計画）

第5条 乙は、委託業務を実施するときは、あらかじめ甲に業務実施計画書（様式第1号）を提
出し、その承認を得るものとする。

2 前項の規定により、提出された業務実施計画書の内容に変更が生じる場合は、乙は、すみや
かに甲に業務実施計画書を提出し、その承認を得るものとする。

（報告）

第6条 乙は、業務日報（様式第2号）を記載し、毎日、甲に報告するものとする。また、業務
内容報告月報（様式第3号）に記載し、毎月、甲に報告するものとする。

（委託料の支払）

第7条 乙は、委託業務を実施したときは、甲に対して一箇月毎に、その期間に見合った委託料
の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適正な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲が委託料を支払う際の振込み手数料は、乙が負担するものとする。

(契約保証金)

第8条 乙が納付すべき契約保証金は福井県財務規則第一百七十一条および第一百七十二条による。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡もしくは承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、その一部についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部もしくは一部を、第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施中に知り得た、甲の業務等で一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。また、自己の利益に反映させてはいけない。

2 前項の規定は、この契約期間の終了後および解除後においても同様とする。

(委託業務内容の変更)

第12条 甲は、この契約締結後の事情により委託業務の内容の全部または一部を変更することができる。

2 前項の場合において委託料、委託期間および仕様書の内容を変更する必要があるときは、甲、乙が協議して書面により、これを定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により、この契約に違反したとき
- (2) この契約を履行せず、または、履行を継続することができないと認められるとき
- (3) 誠実に業務を履行する意志がないと認められるとき
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき
- (5) 契約の解除を申し出たとき

(6) 暴力団による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると思われるとき

(違約金等)

第14条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(遅延利息)

第15条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその業務を履行しないときは、未納または未済部分に相当する金額につき遅延日数に応じ、福井県財務規則(昭和39年規則第11号)第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(損害賠償)

第16条 乙は、委託業務の実施に関し、乙の責に帰する理由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第17条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第18条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例(平成14年条例第6号)」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、または、この契約に定めのない事項については、甲、乙が協議して定める。

(紛争の解決)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16
公益財団法人 ふくい産業支援センター
理事長 東村 健治

乙